

京都市告示第 21 号

京都市考古資料館条例第6条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市考古資料館の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市埋蔵文化財研究所	京都市上京区今出川通 大宮東入元伊佐町265 番地の1	1 考古資料の展示に関する事。 2 考古資料館の清掃、警備その他保守に関する事。 3 考古資料館の施設及び器材等の保守管理に関する事。 4 京都市考古資料館条例施行規則に定める様式による用紙の作成及びその保管に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、考古資料館の管理運営に関し、市長が必要と認める事項。

(京都市埋蔵文化財調査センター)